

○ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府・厚生労働省・農林水産省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>（法第三条第一項の主務省令で定める保存）</p> <p>第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、優先出資法中、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 第四十四条の二第一項</p> <p>（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）</p> <p>第五条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、優先出資法中、次に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 第四十四条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）</p> <p>（電磁的記録による縦覧等）</p> <p>第六条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をイン</p>	<p>（法第三条第一項の主務省令で定める保存）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>（電磁的記録による縦覧等）</p> <p>第六条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間</p>

ターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。